

静岡市生活支援体制整備事業区域協議体設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号に定める事業（以下「生活支援体制整備事業」という。）の実施に当たり、行政区を単位として多様な主体間における情報共有及び連携・協働を図り、もって同法に基づく生活支援の体制の整備を推進するため、静岡市生活支援体制整備事業区域協議体（以下「区域協議体」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 区域協議体は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 生活支援体制整備事業の実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、生活支援体制整備事業の実施に関し、市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 区域協議体は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地縁による団体に所属する者
- (2) 民生委員
- (3) ボランティア等の市民活動団体に所属する者
- (4) 高齢者福祉、介護保険事業に関し優れた識見を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前5号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の3月末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第5条 区域協議体に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によりこれを定め、副座長は座長が指名する。
- 3 座長は、区域協議体の会議の議長となる。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 区域協議体の会議は、座長が招集する。

(庶務)

第7条 区域協議体の庶務は、保健福祉長寿局地域包括ケア推進本部において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、区域協議体の運営に関し必要な事項は、座長が区域協議体に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。